

2020年3月24日



アンビット・エナジー・ジャパン合同会社

〒530-0017 大阪市北区角田町8番47号

阪急グランドビル20階

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けている皆さまに対して、心よりお見舞い申し上げます。

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社は、「生活不安に対応するための緊急措置（新型コロナウイルス感染症対策本部）」として経済産業省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の支払猶予等に係る要請」を受け、以下のとおり特別措置を講ずることといたしました。

1. 特別措置の適用対象

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けており、かつ、一時的に電気料金のお支払いが困難となった方で、弊社に特別措置適用の申出をされたお客さま
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業等により一時的に電気料金のお支払いが困難であると弊社が判断したお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分、4月分および5月分の電気料金の支払期日^{※1}を、原則として1か月間延長いたします。ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日^{※2}が2020年3月25日以降となるものに限りです。

※1：別表1をご参照ください。お客さまが、支払期日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.03%）を申し受けます。

※2：原則として検針日

3. 受付開始日

2020年3月25日（水）

4. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、弊社カスタマーケアセンターまでお申し出ください。

カスタマーケアセンター

0120-907-830 (フリーダイヤル)

9:00～18:00 (日・祝日・12/29～1/3 除く)

特別措置の適用申込みの際に、社会福祉協議会から交付される「貸付決定通知書」の記載事項が必要となる場合がございますので、「貸付決定通知書」をお手元にご準備のうえご連絡ください。なお、ご使用場所が異なる契約がある場合は、ご使用場所ごとにお申込みください。

すでにコンビニ払込票をお送りしている場合は、支払期日を延長した払込票を再度送付いたします。口座振替またはクレジットカードによるお支払いの方につきましては、お引き落とし日の変更はできませんので、必要に応じてコンビニ払込票でのお支払方法にご変更ください。特別措置の適用期間中は、コンビニ払込票の事務手数料は免除させていただきます。なお、払込票でのお支払いへ変更後、口座振替またはクレジットカードによるお支払いを希望される場合は、再度お申込みが必要となりますので、あらかじめご了承ください。

お電話でのお申込み後、「貸付決定通知書」の写しを以下の送付先に郵送もしくはEメールに添付してご提出ください。2週間以内にご提出いただけない場合は、お申込みが取消されることがございますのでお早めにお手続きください。

提出先：

〒530-0017

大阪市北区角田町 8 番 47 号阪急グランドビル 20 階

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社

運営事業本部「電気料金の特別措置」受付係

Eメール：customercare@ambitenergy.co.jp

(別表 1)

一般送配電事業者が北海道電力株式会社、関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社および北陸電力株式会社の場合

日程、地区番号または検針基準日

請求書の支払期限

1 - 6	翌月6日
7 - 14	翌月12日
15 - 20	翌月20日
21 - 30	翌月26日

一般送配電事業者が東北電力株式会社のお客さまの場合

検針番号

請求書の支払期限

1 - 4	翌月6日
5 - 9	翌月12日
10 - 13	翌月20日
14 - 17	翌月26日

一般送配電事業者が九州電力株式会社のお客さまの場合

計算区

請求書の支払期限

1 - 6	翌月6日
7 - 11	翌月12日
12 - 17	翌月20日
18 - 21	翌月26日